

目黒区病後児保育施設の整備・運営事業者募集要項

令和6年5月
目黒区

1 趣旨

目黒区では、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「目黒区子ども総合計画」において、病後児保育施設が区内5地区につき、1地区1か所以上となるよう整備していくことを目標として掲げています。

現在、北部地区で2か所、中央地区、南部地区及び西部地区にそれぞれ1か所の計5施設で事業を実施しておりますが、東部地区のみ未整備地区です。

については、東部地区を優先的な整備対象地区として、病後児保育施設の整備・運営を行う事業者について、募集を行います。

2 整備対象地区及び整備数

東部地区において1か所を優先的に整備。ただし、東部地区以外で提案があった場合は、具体的な提案内容を踏まえて、整備対象とするか判断します。

(地区エリアの詳細は以下の区ホームページで確認してください。)

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/bunkasports/kankou/gokinjo/chiku-juuku/index.html>

3 開設時期

原則として令和7年4月1日開設（令和6年度期中開設を含む）

※開設可能時期を提案してください。

4 募集条件

(1) 施設種別等

ア 施設種別

病後児保育施設（児童が病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間に一時的に保育する施設）

イ 設置条件

小児科又は内科のある医療機関に付設する施設を条件とします。

(2) 規模等

ア 保育定員 4人以上

イ 施設面積等要件

(ア) 保育室 定員1人当たり1.98㎡以上かつ1室8.0㎡以上

(イ) 観察室又は安静室 利用定員1人当たり1.65㎡以上かつ1室

3.3㎡以上で、児童の静養又は隔離の機能をもつ部屋であること。

- (ウ) 調理室 専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等との兼用も可とすること。
 - (エ) 調乳室 専用の調乳室を設けられない場合は調理室の一部を区画すること。
 - (オ) 便所 手洗い設備が設けられているとともに、実施施設の他の部分と区画されていること。
- (3) 整備物件の条件
- ア 建築基準法等の法令上、改装により病後児保育事業を実施できること。
 - イ 利用児童の安全に配慮した避難経路が確保されていること。
 - ウ 非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていること。
 - エ 賃貸物件の場合、事業者として決定した場合には確実に借り受けることができること。
 - オ 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - (ア) 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物。
 - (イ) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつてはI_s値0.7以上かつ、q値1.0以上若しくはC_tuS_d値0.3以上、木造の建築物にあつてはI_w値が1.1以上であることが確認された建築物。
- (4) 職員配置等
- ア 看護師等 利用児童10人につき1人以上（医療機関との兼任可）
 - イ 保育士 利用児童3人につき1人以上
 - ウ 医師との連携
児童の病態の変化に的確に対応し安全に保育を行うため、指導医をあらかじめ選定し、医療の連携体制を十分に整えること。
- (5) 開設時間等
- ア 開設時間 午前7時15分から午後7時15分までの間の9時間以上
 - イ 休業日 日曜日、祝日、夏季休業（5営業日程度）、年末年始等

5 開設経費及び運営経費に対する補助

- (1) 整備費 1,260万円
病後児保育の実施に必要な改修経費・開設前賃借料
(開設前賃借料は、1ヶ月分のみ対象として、礼金を含め、60万円を上限とします。)
- (2) 運営基本費

一日の保育時間	金 額
9時間以上10時間未満	月額855,250円
10時間以上11時間未満	月額915,250円

- (3) 加算額 利用児童1人当たり1日4,000円
- (4) 改善費 年額2,034,000円程度
(保育施設への情報提供や巡回指導を実施した場合。)
- (5) キャリアアップ補助金 年額1,008,000円程度
(職員の給与に充てるための補助金、定員4人の場合の令和5年度実績額。)

* 補助金額は区が補助要綱により定める額で予算の範囲内とします。

6 実施事業内容

- (1) 利用対象
区内に在住する生後6か月以上の保育園等の在籍児
- (2) 症例の目安
指導医等との協議により、対応可能な症例等の目安を作成し、保護者に対して周知し、理解を得ること。
- (3) 保育中の健康管理
体温の管理等、児童の健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合に他児への感染を防止すること。
- (4) 保護者負担（利用料）
1人1日当たり2,100円

7 スケジュール

- | | |
|------------|-------------------|
| 7月12日（金）まで | 事業者からの提案書受付 |
| 7月下旬から8月下旬 | 提案書審査、ヒアリング及び現地審査 |
| 9月 | 事業者決定 |
- ※提案がない場合は、再募集を行う。

8 選定方法

事業者選定委員会を設置し、事業申請書等の書類審査並びに事業者ヒアリング及び現地視察により選定します。

以 上

《応募手続きについて》

1 応募申込書の提出

本公募への申込みは、次の申請書類を提出してください。区にこれらの書類を提出した事業者を応募申込者とします。

該当する書類がない場合は、その理由を記載した書類を提出してください。

- (1) 事業申請書 別紙様式
- (2) 添付書類
 - ア 法人の事業実績・沿革 様式自由（パンフレット可）
 - イ 法人定款（又は寄附行為） 応募申込日現在のもの
 - ウ 法人登記に係る履歴事項全部証明書 3か月以内に発行されたもの
 - エ 決算書（法人全体）（直近3か年分）
監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に沿って処理されたことを証する書類を付したもの。
 - オ 収支予算書（法人全体）
 - カ 収支予算書（開設予定の病後児保育施設）
- (3) 関係図書等
 - ア 開設予定物件の平面図（A3判、1/200）（各保育室の有効面積、廊下幅を明記すること。）
 - イ 室別面積表
 - ウ 物件の仮契約書等

2 書類作成上の留意点

- (1) 提出部数・綴り方
正本1部、副本8部を提出してください。
- (2) 提出書類は、ファイル（A4・縦型・左綴じ）で綴り、表紙及び背表紙に「目黒区病後児保育施設の整備・運営事業者申請書」及び「法人名」を記入し、書類名にインデックスを付して提出してください。
- (2) 追加書類の提出
区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- (3) 著作権の帰属等
応募申込書類及び借受申請書類等の著作権は、応募申込者及び申請者に帰属します。事業者決定後に利用者への周知のため、計画内容を区が公表することがあります。また、提出書類は、理由の如何によらず返却しません。
- (4) 費用の負担
本公募に関し必要な費用は、応募申込者及び申請者の負担とします。

3 応募期間

令和6年7月12日(金)まで

4 提出先／問合せ先

〒153-8573

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区総合庁舎 6階

目黒区子育て支援部保育計画課保育施設整備係

電話：03-5722-9429[直通] 担当 藤枝

FAX：03-5722-8715

アドレス：hoiku03@city.meguro.tokyo.jp

※メールの場合は件名に【病後児保育応募】と入れてください。